イ　製剤
㈠　成分規格
カゼインナトリウム製造用原体の成分規格を準用する。
㈡　保存の方法の基準
カゼインナトリウム製造用原体の保存の方法の基準を準用する。
⑷　カルボキシメチルセルロースナトリウム
ア　製造用原体
㈠　成分規格
物理的・化学的性質　本品は、白色～類白色の粉末、粒又は繊維状物で、臭いはない。
確認試験
①　本品0.5g（0.45～0.54g）を水50mLにかき混ぜながら少量ずつ加えた後、60～70℃でときどきかき混ぜながら20分間加温し、放冷した後、これを試料溶液とする。試験を行うために必要な量の試料溶液を量り、水を加えて５倍に薄め、その１滴にクロモトロプ酸試液0.5mLを加え、水浴中で10分間加熱するとき、紅紫色を呈する。
②　①の試料溶液５mLにアセトン10mLを加えて振り混ぜるとき、白色の綿状沈殿を生じる。
③　①の試料溶液５mLに硫酸銅試液１mLを加えて振り混ぜるとき、淡青色の綿状沈殿を生じる。
④　本品を灰化して得た残留物は、ナトリウム塩の定性反応を呈する。
純度試験
①　pH　本品の水溶液（１→100）のpHは、6.0～8.5でなければならない。
②　塩化物　本品0.1g（0.05～0.14g）に水20mL及び過酸化水素水0.5mLを加え、水浴中で30分間加熱する。放冷した後、水を加えて100mLとし、ろ紙でろ過する。このろ液25mLを量り、希硝酸６mLを加え、これを試料溶液とする。塩化物試験法により0.01mol/L塩酸0.45mLを用いて比較液を調製し、塩化物の試験を行うとき、試料溶液の呈する混濁は、比較液の呈する混濁より濃くてはならない（0.64%以下）。
③　硫酸塩　②で得たろ液20mLを量り、希塩酸１mL及び水を加えて50mLとし、これを試料溶液とする。硫酸塩試験法により0.05mol/L硫酸0.4mLを用いて比較液を調製し、硫酸塩の試験を行うとき、試料溶液の呈する混濁は、比較液の呈する混濁より濃くてはならない（0.96%以下）。
④　重金属　本品1.0g（0.95～1.04g）を量り、重金属試験法第２法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（20μg/g以下）。
⑤　ヒ素　本品0.5g（0.45～0.54g）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（４μg/g以下）。
乾燥減量　12%以下（１g，105℃，４時間）
㈡　保存の方法の基準
密閉容器に保存すること。
イ　製剤（その１）
㈠　成分規格
カルボキシメチルセルロースナトリウム製造用原体の成分規格を準用する。
㈡　保存の方法の基準
カルボキシメチルセルロースナトリウム製造用原体の保存の方法の基準を準用する。
ウ　製剤（その２）
㈠　成分規格
本品は、カルボキシメチルセルロースナトリウム製造用原体に、賦形物質を混和した粉末、粒又は繊維状物である。
確認試験　本品の表示量に従い、カルボキシメチルセルロースナトリウム製造用原体0.05gを含む量を量り、水50mLにかき混ぜながら少量ずつ加えた後、60～70℃でときどき混ぜながら20分間加温し、放冷した後、これを試料溶液とし、以下カルボキシメチルセルロースナトリウム製造用原体の確認試験を準用する。
㈡　保存の方法の基準
カルボキシメチルセルロースナトリウム製造用原体の保存の方法の基準を準用する。
⑸　ギ酸
ア　製造用原体
㈠　成分規格
含量　本品は、定量するとき、ギ酸（CH_2O_2）98.0%以上を含む。
物理的・化学的性質
①　本品は、澄明な液体で、特異な酸臭を有する。
②　本品は、水、エタノール、アセトン又はエーテルと混和する。
確認試験
①　本品の水溶液（１→100）のpHは、2.0～2.3である。
②　本品１mLに、エタノール１mL及び硫酸３滴を加え、水浴上で加温するとき、ギ酸エチルの香気を発生する。
③　本品に酢酸鉛溶液を加えるとき、白い結晶性の沈殿を生じる。また、硝酸銀溶液を加え、熱するとき、30秒以内に濁る。
純度試験
①　蒸発残分　本品50g（49.5～50.4g）を水浴上で蒸発した後、105～110℃で恒量になるまで乾燥したとき、その残留物は、５mg以下でなければならない（0.01%以下）。
②　重金属　本品2.0g（1.95～2.04g）を量り、重金属試験法第１法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（10μg/g以下）。
③　ヒ素　本品1.0g（0.95～1.04g）を量り、ヒ素試験法第１法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（２μg/g以下）。
④　塩化物　本品20g（19.5～20.4g）を量り、塩化物試験法により試料溶液を調製し、0.01mol/L塩酸0.3mLを用いて比較液を調製して塩化物の試験を行うとき、試料溶液の呈する混濁は、比較液の呈する混濁より濃くてはならない（５μg/g以下）。
定量法　本品の約2.0gを0.01gの桁まで量り、その数値を記録し、新たに煮沸し冷却した水100mLを加えて溶かし、１mol/L水酸化ナトリウム溶液で滴定する（指示薬　フェノールフタレイン試液３滴）。同様の方法で空試験を行い補正する。
１mol/L水酸化ナトリウム溶液１mL＝46.03mgCH_2O_2
㈡　保存の方法の基準
耐酸性の気密容器に保存すること。
イ　製剤（その１）
㈠　成分規格
ギ酸製造用原体の成分規格を準用する。
㈡　保存の方法の基準
ギ酸製造用原体の保存の方法の基準を準用する。
㈢　表示の基準
本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。
使用上の注意　この飼料添加物は、pHが低いことから取扱いに注意すること。